

医道審議会薬剤師分科会委員名簿

平成21年12月1日現在

赤池 昭紀	京都大学大学院薬学研究科教授
井上 圭三	帝京大学薬学部長
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
笠貫 宏	早稲田大学理工学術院教授
児玉 孝	社団法人日本薬剤師会会長
齋藤 康	千葉大学長
田島 優子	さわやか法律事務所弁護士
辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
手島 恵	千葉大学大学院看護学研究科教授
平井 みどり	神戸大学医学部附属病院薬剤部長
平林 勝政	國學院大學法科大学院長
福島 紀子	慶應義塾大学薬学部教授
武立 啓子	前 昭和薬科大学教授
堀内 龍也	社団法人日本病院薬剤師会会長
三屋 裕子	筑波スポーツ科学研究所副所長
望月 正隆	東京理科大学薬学部教授

(五十音順、敬称略)

新薬剤師国家試験について（案）

1. 見直しに至る経緯

近年、患者本位の医療の実現に向けて医療制度が大きな変革を遂げ、また、医療の高度化、多様化、医薬分業の進展など、薬剤師を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中、最適な薬物療法の提供、服薬指導、医療の安全確保など幅広い分野において、医療の担い手としての薬剤師に寄せる期待がこれまでも増して大きくなっている。

このため、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を輩出すべく、平成18年度から新たな薬学教育課程として6年制課程が導入されるとともに、6年制課程を修めて卒業した者に薬剤師国家試験の受験資格が与えられることとなった。

このような状況の下、国民の期待に応えうる薬剤師を輩出する観点に立って、新たな6年制課程において習得した知識、技能及び態度に関し、これからの医療の担い手として求められる資質を的確に確認するに相応しい薬剤師国家試験制度のあり方について、平成19年6月から「薬剤師国家試験出題制度検討会」において検討を行い、平成20年7月に報告書がとりまとめられた。その後、医道審議会薬剤師分科会及び分科会の下に設置された薬剤師国家試験制度改善検討部会において、検討が行われたものである。

2. 見直しに当たったの基本的な考え方

薬学教育年限の延長とそれに伴って薬剤師国家試験の受験資格が見直された趣旨に照らし、薬剤師国家試験を通じて、基礎的な知識や技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力などを確認する必要がある。

また、多様かつ複雑な医療の実際において、薬剤師が医療の担い手として真に役割を果たすには、時として自らが有する知識等の範囲を超える未知の事象・事案に対し、6年制課程で習得した知識・技能・態度等を最大限発揮して、資格者として責任ある行動をとることが求められる。

薬剤師国家試験を通じて、薬剤師資格を有する者として必要とされる基本的な知識等のほか、薬学の全領域に及ぶ一般的な理論や、医療を中心とした実践の場において必要とされる知識・技能・態度等を確認する必要がある。また、薬学に関する基本的な知識等と実践に関する総合的能力が体系的に習得されているか否かを確認することも重要である。

3. 改善すべき事項

(1) 試験科目の見直し

薬剤師国家試験の科目については、薬剤師が実践において現行の出題科目（基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、薬事関係法規及び薬事関係制度の4科目）ごとの知識等を個別に資質として発揮しているのではなく、複数の知識等を複合的に発揮していると考えられるため、科目別に行う試験を見直して、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認する問題（必須問題）と、薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質を確認する問題（一般問題）とに分けて試験を行うことによって、薬剤師として求められる資質の有無をよりの確に確認することとする。

具体的には、試験を、必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあつては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）したうえで、科目を「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」として行うこととする。

なお、一般問題のうち、薬学理論問題は「実務」を除く科目で行うこととする。また、薬学実践問題は、「実務」に加え、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合問題とする。

(2) 出題基準の見直し

新たな出題基準は、6年制教育の導入が国民の期待に応えうる薬剤師を輩出することを目的としたものであることを踏まえて、6年制教育導入の基礎となった「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」の項目を基本とすることが適当である。

新たな出題基準の体系は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」の項目について、現行の出題基準の体系を参考に、「大項目」、「中項目」、「小項目」として整理し、さらに「小項目」については、参考としてその具体例を例示することとする。

また、出題基準は、従来おおむね5年を目途に見直しを行ってきたが、急速な学術の進歩及び薬剤師業務の変化・進展に鑑み、少なくとも4年を目途に見直しを行うこととする。

(3) 試験出題形式及び解答形式の見直し

試験は、正答肢を選択する問題（一問一答形式、正答の設問肢が一つではない形式又は解答肢の全ての組合せの中から正答肢を選択する形式）を基本とするが、そのほか、実践に即した問題解決能力を確認する観点から、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題などを出題することも必要である。「必須問題」などの場合にあっては、設問の正誤を一問一答形式で問うことを基本とする。

また、出題に関連する情報をその一部に含む小冊子や画像等の資材（例：添付文書情報）を問題とともに配付・供与し、その活用によって解答を導いていく方式など、実務に即した技能・態度等を確認することが可能と思われる方式については、積極的に取り入れていくこととする。

なお、薬剤師として選択すべきでない選択肢（公衆衛生に甚大な被害を及ぼすような内容、倫理的に誤った内容等をいい、いわゆる「禁忌肢」）を含む問題の導入については、他の国家試験における実施状況も踏まえつつ、今後の検討課題とする。

（４）試験問題数の見直し

ア）必須問題

必須問題は、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」及び「実務」から５５問、「物理・化学・生物」から１５問、「衛生」から１０問、「法規・制度・倫理」から１０問を確保する。

以上により、「必須問題」は９０問となる。

イ）一般問題

a) 薬学理論問題

一般問題のうち薬学理論問題は、「実務」以外で構成することとし、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」からそれぞれ１５問出題することによって４５問、「物理・化学・生物」から３０問、「衛生」から２０問、「法規・制度・倫理」から１０問を確保する。

以上により、「一般問題（薬学理論問題）」は１０５問となる。

b) 薬学実践問題

一般問題のうち薬学実践問題は、「実務」から２０問を確保するとともに、それぞれの科目と「実務」とを関連させた複合問題として、以下のとおり計１３０問を確保する。

「物理・化学・生物」と「実務」との複合問題として出題される３０

問

(うち15問は「物理・化学・生物」、15問は「実務」)

「衛生」と「実務」との複合問題として出題される20問

(うち10問は「衛生」、10問は「実務」)

「薬理」と「実務」との複合問題として出題される20問

(うち10問は「薬理」、10問は「実務」)

「薬剤」と「実務」との複合問題として出題される20問

(うち10問は「薬剤」、10問は「実務」)

「病態・薬物療法」と「実務」との複合問題として出題される20問

(うち10問は「病態・薬物療法」、10問は「実務」)

「法規・制度・倫理」と「実務」との複合問題として出題される20

問

(うち10問は「法規・制度・倫理」、10問は「実務」)

以上により、「一般問題(薬学実践問題)」は150問となる。

以上により、薬剤師国家試験の出題数は345問となる。(末尾の参考を参照。)

なお、出題数の増加に伴う試験時間の延長が、受験生にとって過度の負担にならないよう、問題作成にあたって1問あたりの回答時間を考慮する等により、現行の2日間の日程を維持することとする。

(5) 合格基準

以下のすべてを満たすこと。

- ① 全問題への配点の65%を基本とし、問題の難易を補正して得た実際の総得点以上であること。
- ② 一般問題について、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の35%以上であること。
- ③ 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の50%以上であること。

(6) 過去に出題された試験問題(既出問題)の取扱い

既出問題のうち、薬剤師に必要な資質を的確に確認することが可能な良質な問題として一定の評価が与えられた問題を活用することとし、その割合は、現行制度と同程度(20%程度)とする。

なお、既出問題の活用にあたっては、単なる正答の暗記による解答が行われ

ないよう、問題の趣旨が変わらない範囲で設問及び解答肢などを工夫する。

4 実施時期

新たに策定する出題基準を含め、平成24年（平成23年度）の国家試験から適用する。

新薬剤師国家試験の科目、問題区分、出題数

科目	問題区分				出題数計
	必須問題	一般問題	薬学理論問題	薬学実践問題	
物理・化学・生物	15問	45問	30問	15問 (複合問題)	60問
衛生	10問	30問	20問	10問 (複合問題)	40問
薬理	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
薬剤	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
病態・薬物治療	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
法規・制度・倫理	10問	20問	10問	10問 (複合問題)	30問
実務	10問	85問	—	20問 + 65問 (複合問題)	95問
出題数計	90問	255問	105問	150問	345問

(注)薬学実践問題は、「実務」20問、及びそれぞれの科目と「実務」とを関連させた複合問題130問からなる。

第95回薬剤師国家試験の施行

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第95回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

平成21年8月28日 厚生労働大臣 舩添 要一

- 1 試験期日 平成22年3月6日（土曜日）及び同月7日（日曜日）
- 2 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県
- 3 試験科目
 - (1) 基礎薬学
 - (2) 医療薬学
 - (3) 衛生薬学
 - (4) 薬事関係法規及び薬事関係制度
- 4 受験資格 次のいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者（平成22年3月25日までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (2) 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの
- 5 受験手続
 - (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
 - ア すべての受験者が提出する書類等
 - (ア) 受験願書 薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）様式第7により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。
 - (イ) 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの上半身像のもので、裏面に氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ウ) 返信用封筒（受験票送付用）縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

イ 4の(1)に該当する者が提出する書類

卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成22年3月25日（木曜日）午後2時まで（郵送により提出する場合には必着）に卒業証明書を提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

ウ 4の(2)に該当する者が提出する書類

薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、平成22年1月5日（火曜日）から同月14日（木曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前9時から午後5時までとする。

ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成22年1月14日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることににより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、郵送により交付する。平成22年2月26日（金曜日）

までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局又は地方厚生支局に問い合わせること。

なお、卒業見込証明書をもって出願した者に対しては、在籍している大学を経由して交付する。

6 合格者の発表 試験の合格者は、平成22年3月30日（火曜日）午後2時に厚生労働省並びに地方厚生局及び地方厚生支局にその受験地、受験番号を掲示して発表す

るほか、合格者に対して合格証書を郵送する。

7 手続及び問い合わせ先

試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局及び地方厚生支局

試験地	所	在	地
北海道	北海道札幌市北区北8条西2丁目	札幌第1合同庁舎	北海道厚生局
	郵便番号060-0808	電話番号011(709)2311	FAX番号011(709)2704
宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院1丁目1番20号	花京院スクエア21階	東北厚生局
	郵便番号980-8426	電話番号022(716)7331	FAX番号022(726)9267
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1	さいたま新都心合同庁舎1号館	関東信越厚生局
	郵便番号330-9713	電話番号048(740)0810	FAX番号048(601)1326
石川県	愛知県名古屋市東区白壁1丁目15番1	名古屋合同庁舎第3号館	東海北陸厚生局
愛知県			
	郵便番号461-0011	電話番号052(971)8831	FAX番号052(971)8861
大阪府	大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番76号	大阪合同庁舎第4号館	近畿厚生局
	郵便番号541-8556	電話番号06(6942)2241	FAX番号06(6946)1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀6番30号	広島合同庁舎4号館	中国四国厚生局
	郵便番号730-0012	電話番号082(223)8181	FAX番号082(223)8155
徳島県	香川県高松市サンポート3番33号	高松サンポート合同庁舎4階	四国厚生支局
	郵便番号760-0019	電話番号087(851)9565	FAX番号087(822)6299
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	福岡第2合同庁舎	九州厚生局
	郵便番号812-0013	電話番号092(472)2370	FAX番号092(474)2244

8 その他 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年12月14日（月曜日）までに厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9 8に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係
郵便番号100-8916 電話番号03(5253)1111 FAX番号03(3503)1760

医道審議会薬剤師分科会各部会の活動状況について

(平成 21 年 7 月 16 日以降)

(1) 薬剤師倫理部会

薬剤師の行政処分に係る審議を行うために設置

○平成 21 年 12 月 11 日

- 1) 薬剤師の行政処分について
- 2) その他

(2) 薬剤師国家試験 K・V 部会

薬剤師国家試験の内容の妥当性の確認を行うために設置

(3) 薬剤師国家試験事後評価部会

薬剤師国家試験の評価を行うために設置

○平成 21 年 7 月 24 日

- 1) 第 94 回薬剤師国家試験の評価について
- 2) その他

(4) 薬剤師国家試験制度改善検討部会

6 年制教育の趣旨を踏まえた新たな薬剤師国家試験制度等を審議するために設置

○平成 21 年 12 月 8 日

- 1) 新薬剤師国家試験について
- 2) その他

(5) 薬剤師国家試験出題基準改定部会

薬剤師国家試験の出題基準改定について審議するために設置

○平成 21 年 12 月 17 日 (木) 開催予定